

電気通信主任技術者の講習に関する政策評価

根拠法令	電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 85 条の 2 第 1 項	評価実施 時期	令和 2 年 12 月														
事務・事業 の目的	電気通信分野は他分野に比べ技術革新が著しいところ、電気通信主任技術者が監督するに際して必要な知識・能力の維持・向上について、自己研さんや電気通信事業者による研修に委ねては、その水準にばらつきが生じ、監督の実効性を確保することが困難になり、電気通信役務の確実かつ安定的な提供に支障を来たすおそれがあるため、電気通信主任技術者に講習を受講させ、監督の実効性を確保する措置がなされている。																
事務・事業 の必要性等	<p>講習の実施に当たっては、必要な知識・能力の維持・向上のため、その内容について一定以上の水準が確保されるとともに、適正かつ公正に行われなければならないこと、原則 3 年以内の期間ごとに受講することが求められており、継続的な受講機会の提供が求められること、講義及び修了考査に関する事務に高い専門性が求められることから、そのための体制を確保可能な登録講習機関において実施することが妥当である。</p> <p>電気通信事業法令に基づき登録講習機関より提出される報告書からみて、公平・中立性を維持しつつ、講習は毎年度実施され、その受講者数は安定的に推移し（本事業の性質上、本事業を開始した平成 27 年度とそれから 3 年経過した平成 30 年度の受講者数は比較的多い。）、講習に用いる教材の更新もなされており、電気通信主任技術者が監督するに際して必要な知識・能力の維持・向上に資していることから、本事業は有効に機能しているものと認められる。また、本事業は、電気通信事業法令で定める要件を満たしていれば実施可能であり、国による業務への関与は必要最小限であり、民間の能力を活用することで国費を投じずに事業を実施できており、事業の実施状況等からも効率性を確保しているものと認められる。</p> <p style="text-align: center;">・受講者数の推移</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受講者数</td> <td>1,095 人</td> <td>191 人</td> <td>188 人</td> <td>857 人</td> <td>281 人</td> </tr> </tbody> </table>						平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	受講者数	1,095 人	191 人	188 人	857 人	281 人
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度												
受講者数	1,095 人	191 人	188 人	857 人	281 人												
評価の結果	本事業の実施により本来の目的は達成されている。引き続き国以外の法人に本事業を実施させる必要がある。																
学識経験を 有する者の 知見の活用	<p>学識経験者等で構成される情報通信審議会からの一部答申（情報通信審議会一部答申「IoT の普及に対応した電気通信設備に係る技術的条件」（令和元年 5 月 21 日））等を踏まえ、電気通信主任技術者規則（昭和 60 年郵政省令第 27 号）等について、所要の改正を行った。</p> <p>・電気通信主任技術者規則等の一部を改正する省令案についての意見募集の結果（令和 2 年 9 月 7 日） https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban05_02000210.html</p>																

政策評価を
行う過程に
おいて使用
した資料そ
他の情報

- ・電気通信主任技術者講習の受講者数
https://www.soumu.go.jp/main_content/000649476.pdf
- ・一般財団法人日本データ通信協会の事業報告等
<https://www.dekyo.or.jp/contents/report.html>

※ 国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準（平成18年8月15日閣議決定）に基づく評価